

「公的年金シミュレーター」のソフトウェアのプログラム利用規約

制定 2023 年 7 月 21 日

(目的)

第 1 条 本利用規約は、厚生労働省が開示する「公的年金シミュレーター」のソフトウェアのプログラム等を利用するに当たっての諸条件を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 公的年金シミュレーター 厚生労働省が運営する Web システムであり、ねんきん定期便の二次元コード情報を利用するなどして簡易に年金額を試算するツールをいいます。
- (2) プログラム等 公的年金シミュレーターのプログラム及びプログラムに関する文書、図解、帳簿、マニュアル等（紙媒体によるもののほか、電子ファイル等が格納された電磁的記録媒体によるものを含む。）、その他備品等をいいます。
- (3) プログラム等利用者 本利用規約に同意の上、プログラム等を利用する者又は利用しようとする者をいいます。
- (4) プログラム等利用アプリケーション プログラム等利用者がプログラム等を組み込んで開発するアプリケーションやプログラム等をいいます。
- (5) エンドユーザー プログラム等利用者が提供するサービス等を利用するユーザーをいいます。

(事前打合せ)

第 3 条 プログラム等利用者は、プログラム等の利用に係る企画書の案を作成して、厚生労働省に事前打合せの申込みを行うものとします。

2 プログラム等利用者は、事前打合せにおいて、厚生労働省が定める様式又は方法により、第 1 号の事実を表明し、保証するとともに、第 2 号について約するものとします。

- (1) 役員若しくは担当部署責任者に、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者がな

- いこと。
- (2) プログラム等を利用するにあたり、情報セキュリティ要求事項を遵守すること。

(利用申請)

第4条 プログラム等利用者は、前条に基づく厚生労働省との事前打合せを経たのち、別途厚生労働省が定める様式により、プログラム等の利用申請を行うものとしします。

(プログラム等利用者の義務・責任)

第5条 プログラム等利用者は、自己の費用及び責任においてプログラム等利用アプリケーション及びこれに関連するサービスをエンドユーザーに提供するものとしします。

- 2 プログラム等利用者はプログラム等利用アプリケーション及びこれに関連するサービスを開発し運営するものであり、プログラム等を除き、プログラム等利用者がその開発及び運営者である旨を、エンドユーザーに明示するものとしします。また、エンドユーザーとの間で予想されるトラブル等（プログラム等に起因する場合を除く）についてエンドユーザーが著しく不利とならないよう、プログラム等利用者及びエンドユーザーの責任範囲を適切に定め、エンドユーザーが理解できるように明示するよう努めるものとしします。
- 3 プログラム等利用者は、エンドユーザーに対して、プログラム等利用アプリケーション及びこれに関連するサービスにより提供される情報は厚生労働省が提供するものではないことを明示するものとしします。
- 4 プログラム等利用者はプログラム等利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供にあたり、個人情報保護に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法、金融商品取引法、その他の法令を遵守するものとしします。
- 5 厚生労働省は、プログラム等利用者が提供するプログラム等利用アプリケーション及びこれに関連するサービス等について法令違反等の事実があると判断した場合には、その旨を関係行政機関等に通報します。
- 6 プログラム等利用者は、プログラム等の紛失、盗難もしくは破損等の事故が発生し、又はその恐れがあるときは、適切な措置をとるとともに、直ちにその旨を厚生労働省に通知するものとしします。

(禁止事項)

第6条 プログラム等利用者は、プログラム等の利用に関し、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとしします。

- (1) プログラム等を利用して国民の安全に脅威を与える行為
- (2) 厚生労働省もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為

- (3) プログラム等を利用して厚生労働省、日本年金機構が運営する Web サービスの運用及び管理を故意に妨害する行為。
 - (4) プログラム等を利用して公的年金シミュレーターに不正にアクセスする行為
 - (5) 法令若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある表現や行為
 - (6) 厚生労働省に提出する書類において虚偽の情報を記載又は厚生労働省に対して虚偽の情報を告知
 - (7) プログラム等およびプログラム等が記録された記録媒体について、第三者に譲渡若しくは貸与、又は担保の用に供すること
 - (8) その他厚生労働省が不適切であると判断する行為
- 2 前項に違反する恐れのある行為が行われた場合、プログラム等利用者は、直ちにその旨を厚生労働省に通知するものとします。

(知的財産権)

- 第7条 公的年金シミュレーター及びこれに関連する一切のプログラム等又はその他の著作物（本利用規約、プログラム等利用者に提供する文書等及び厚生労働省ウェブサイト等で公開する文書等を含む。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、厚生労働省に帰属します。
- 2 厚生労働省は、プログラム等利用者に対し、プログラム等が、厚生労働省の知り得る限り第三者の知的財産権（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等を含むがこれらに限られない。以下同じ。）を侵害しないことを保証するものとします。
 - 3 プログラム等利用者は厚生労働省に対し、プログラム等利用アプリケーションが、プログラム等利用者の知り得る限り厚生労働省及び第三者の知的財産権を侵害しないことを保証するものとします。

(免責)

- 第8条 厚生労働省は、プログラム等について次の各号につき、いかなる保証も行いません。また、プログラム等利用者が厚生労働省から直接又は間接にプログラム等に関する情報を得た場合であっても、厚生労働省はプログラム等利用者に対し本利用規約において規定されている内容を超えていかなる保証もしません。
- (1) プログラム等の利用に起因して利用環境に不具合や障害が生じないこと
 - (2) プログラム等の正確性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性
 - (3) プログラム等をプログラム等利用者が運営するアプリ等の IT サービスにプログラムを組み込むことによりシステムにエラー、バグ、不具合、中断その他の瑕疵又はセキュリティ上の欠陥が存在しないこと

(補償及び賠償)

第9条 プログラム等の利用に関する責任はプログラム等利用者にあるものとし、プログラム等の利用に関し、プログラム等利用者が被った損害について、厚生労働省は一切責任を負いません。

- 2 プログラム等利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの利用に関し、プログラム等利用者、エンドユーザーその他の第三者の間で生じた紛争は、プログラム等利用者の費用負担及び責任において解決するものとし、ます。
- 3 プログラム等利用者は、プログラム等利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に生じうるあらゆる損害、責任及びクレームに関し厚生労働省を免責することとします。
- 4 プログラム等に関し、プログラム等利用者と第三者との間で紛争が生じた場合、プログラム等利用者は、直ちにその旨を厚生労働省に通知するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第10条 プログラム等利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 プログラム等利用者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) 反社会的勢力の活動を助長し又はその運営に資する行為
 - (6) その他前各号に準ずる行為

(個人情報の取扱)

第11条 プログラム等利用者は、プログラム等を利用しての個人情報を取り扱う場合、エンドユーザーに係る個人情報について個人情報保護法に則り、適切に取り扱うものとします。

(規約改定)

第12条 厚生労働省は、その裁量により本利用規約の内容を変更、追加又は削除（以下、これらを「変更等」といいます。）できるものとします。なお、プログラム等利用者の承諾なく本利用規約の内容を変更等する場合、本利用規約を変更等する旨及び変更等後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を、厚生労働省ウェブサイトに掲載することとします。

2 本利用規約の改正を行った場合、プログラム等利用者は、改正後の本利用規約にしたがうものとします。

(差止請求)

第13条 プログラム等利用者が本利用規約に違反した場合、厚生労働省は、プログラム等利用アプリケーションにおける年金額の試算機能の停止およびプログラム等の削除等を求めることができるものとします。

2 厚生労働省から、プログラム等利用アプリケーションにおける年金額の試算機能の停止およびプログラム等の削除等を求められた場合、プログラム等利用者は直ちにこれに応じるものとします。

(提供の終了)

第14条 厚生労働省は厚生労働省の都合により、プログラム等の提供を終了することができます。この場合、厚生労働省は厚生労働省ウェブサイト公表するものとし、公表後直ちに効力を生じるものとします。

(分離可能性)

第15条 本利用規約のいずれかの条項が法令又は裁判所により無効又は執行不能であるとされた場合であっても、本利用規約のその他の条項の有効性に影響を与えないものとします。

(管轄)

第16条 厚生労働省及びプログラム等利用者は、本利用規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議事項)

第17条 本利用規約の解釈及びその他の事項につき生じた疑義や本利用規約に規定のない事項については、厚生労働省及びプログラム等利用者の両者が誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。